

静岡県企業局管理規程第5号

静岡県企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和3年5月21日

静岡県公営企業管理者
企業局長 松下 育蔵

静岡県企業職員就業規程の一部を改正する規程

静岡県企業職員就業規程（昭和42年事業部管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第15条（略）</p> <p>（6）ア 夏季における場合にあつては、一の年の6月から9月までの期間内における5日以内で必要と認める期間</p>	<p>第15条（略）</p> <p>（6）ア 夏季における場合にあつては、一の年の<u>5月から11月までの期間内</u>における5日以内で必要と認める期間</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、令和3年5月1日から適用する。